

ほっかいどう 冬の節電・ゼロカーボンプログラム【概要版】

令和4年（2022年）11月 北海道

1 基本的な考え方

(1) この冬のエネルギーを巡る情勢について

- ・昨今のウクライナ情勢などの影響を受けて、電気やガスなどエネルギー価格が高騰。国は、原燃料の安定的な確保に取り組むとともに、電気やガス料金の激変緩和策を講ずる。
- ・国が公表した今冬の電力需給見通しでは、全国で安定供給に最低限必要な予備率3%を確保できる見通しだが、1月の東北・東京エリアでは4.1%となるなど、依然として厳しい状況。
- ・北海道エリアは、予備率3%を確保できる見通しとされたが、万一、停電が発生した場合には、道民生活や交通、産業活動に関わる重大な影響を及ぼすことが懸念される。
- ・国は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、GXの取組を加速化しており、道としても「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を着実に進めていくことが求められている。

(2) 「ほっかいどう 冬の節電・ゼロカーボンプログラム」について

以上を踏まえ、道としては、今冬の電力需給対策や需給ひつ迫時の対応と備えについて取りまとめるとともに、これら対策の取組を通じてゼロカーボン北海道の実現に資するため、「ほっかいどう 冬の節電・ゼロカーボンプログラム」としてまとめ、家庭や産業、交通、インフラなど、それぞれの分野で実施できることを広く道民・企業の方々と共有する。

2 今冬の電力需給対策

(1) 国における今冬の電力需給対策

- ・供給対策として、休止電源の稼働や追加的な燃料調達などを講じる。
- ・需要対策として、無理のない範囲での節電・省エネの協力の呼びかけを行う。

(2) 北海道電力ネットワーク（一般送配電事業者）による今冬の電力需給対策

- ・送変電設備の保守・点検の強化
- ・「でんき予報」等による電力需給に関する情報発信
- ・需給状況が非常に厳しい見通しとなった場合、「需給ひつ迫のお知らせメール」を配信し、緊急の節電を依頼
- ・国・電力広域的運営推進機関や各エリアの一般送配電事業者と連携した安定供給に向けた取組

(3) 道における今冬の電力需給対策

道としては、省エネルギー・ゼロカーボン北海道の取組とも連携し、無理のない範囲での節電の取組を呼びかけていく。

【道民・企業への普及啓発】

道のホームページやブログ・ツイッター、リーフレットの作成・配布などにより、道民や企業、市町村、関係団体等へ呼びかけを行う。

【具体的な節電行動の実践】

「ゼロカーボン北海道チャレンジプロジェクト」、「ほっかいどう・省エネ3Sキャンペーン」等の取組（「節電プログラムへの参加促進」「製造業等の省エネルギー設備導入への支援」「グリーンライフプロジェクト～あったかエアコンへの転換～」「北海道あったまろうキャンペーン」「北海道地球温暖化防止活動推進員の派遣」）により、道民・事業者の節電行動を促す。

【関係機関との連携】

北海道地域電力需給連絡会や地域における連絡会を通じて、国や経済団体、産業団体等と情報の共有化を図る。

【道が自ら行う取組】

道自らも、来庁者や職員に負担とならない範囲で、執務室、廊下・エレベーターホールの間引き消灯や昼休みの執務室消灯、エレベーターの一部停止、ナチュラル・ビズ・スタイルなどの節電の取組を実施する。

3 電力需給ひつ迫時の対応と備え

(1) 非常時の対応

ア 需給ひつ迫への備え

区分		概要	道の対応
前々日	需給ひつ迫準備情報	エリア予備率が5%を下回る見通しの場合、北海道電力ネットワークが、前々日18時を目処に発信	<ul style="list-style-type: none">対策本部員へ情報提供し、注意報・警報の発令に備えた準備
前日	需給ひつ迫注意報	広域予備率が5～3%の見通しの場合、国が、前日16時を目処に発令	<ul style="list-style-type: none">対策本部での情報共有市町村や関係団体への連絡
	需給ひつ迫警報	広域予備率が3%を下回る見通しの場合、国が、前日16時を目処に発令	<ul style="list-style-type: none">HP、SNS等による道民への周知道自ら行う節電の取組

道は、「需給ひつ迫注意報」や「需給ひつ迫警報」が発令された場合は、北海道節電・停電対策本部の開催などにより、速やかに庁内の情報共有体制を構築するとともに、関係機関と連携し必要に応じて応急的な体制整備を図る。

また、「電力需給ひつ迫時における連絡ルート」を活用し、市町村・関係団体へ更なる節電の呼びかけを行うとともに、道自らも、徹底した節電に取り組む。

なお、「需給ひつ迫注意報」や「需給ひつ迫警報」が発令された場合の取組について、あらかじめ、北海道地域電力需給連絡会及び道の各部や振興局を通じて周知する。

イ 大規模な停電が発生した場合

大規模停電が発生したときは、「大規模停電災害対策計画」に基づき対応する。

(2) 非常時への備え

北海道胆振東部地震による大規模停電の教訓を踏まえ、非常時の備えや対応ができるよう、生活や産業など関係団体や個別企業、行政機関等における、停電時に懸念される事象や今後の備えの例を整理。

※ このほか、別冊「大規模停電への備え」事例集を添付する。